

2007年11月15日  
 福祉用具国民会議  
 実行委員会

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」への意見

1. 福祉用具国民会議とは

福祉用具国民会議は、市民・国民の視点で、福祉用具供給システムについて立場を超えて議論しようとして昨年3月に発足し、以降定期的に会議を開催している会議体です。

今年4月に開催した第10回会議では、「きらめき輝く『生きる』を支える福祉用具」と題したフォーラムを、また直近の開催では「もっと福祉用具の例外規定を利用しよう！」と題し、介護保険制度の「例外給付」の利用促進や福祉用具における保険給付の在り方についても議論しております。

福祉用具国民会議は、厚生労働省当局の政策策定にこうした活動を参考にさせていただきたいと考えています。介護保険制度の見直し・自立支援法の制定など、わが国の福祉政策は大きな改正が相次いでいます。「制度」をよりよいものとするため、国民ひとり一人が無関心ではられません。今後の制度を運用する際、「福祉用具の活用」という視点を持つことは、財政的にも十分メリットがあるものと認識しております。

2. 「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」への意見

福祉用具国民会議での議論を踏まえた意見を添付申し上げます。

3. 福祉用具国民会議実行委員（氏名 50 音順）

国際医療福祉大学大学院教授 大熊由紀子／目白大学 金沢善智／神戸芸術工科大学 相良二郎／(株)ユーキ・トレーディング 佐野公治／東洋大学 繁成剛／横浜市総合リハビリテーションセンター 田中理／長崎大学大学院 長尾哲男／生活協同組合東京マイコープ 長島陽子／福祉ジャーナリスト 東島弘子／日本車いすシーティング協会 光野有次／(株)サンメディカル 福田裕子／シルバー産業新聞社 安田勝紀／ふつうのくらし研究所 吉川和徳／仙台市在住 和田勲

4. 事務局連絡先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-4 神田須田町ビル 3F  
 有責 日本車いすシーティング協会内 TEL080-6511-5691 担当：鈴木

平成 19 年 11 月 15 日

厚生労働省  
老健局局长 阿曾沼 慎司 殿

福祉用具国民会議  
実行委員会

福祉用具国民会議での議論を踏まえた検討会への意見

1. 介護保険制度における福祉用具は利用者の状態像や環境の変化に対応するために、レンタルが原則となった経緯がある。  
この考え方は利用者が常に状態にフィットする用具を使用できるという点で画期的なものであると考える。  
レンタルの基本は、利用者への適合性を確保するという視点であり、価格の視点ではないことをあらためて認識いただき、「購入」はあくまでも例外的な対応との基本を維持していただきたい。
2. 例外的に「購入」の選択肢を利用者が選択する場合には、試用期間の設定・メンテナンスの責任など、購入品のトラブルに対応できる体制を構築し、安心して製品を利用できる環境と、製品の安全性担保を確実に実行したうえで、販売していただきたい。
3. ケアプランの目的に則り、適正な福祉用具を導入するために、福祉用具をどのような目的で使用するのかという事業者としての「目的」と「計画」を記載した個別援助計画の作成を貸与事業者(福祉用具専門相談員)に義務づけていただきたい。これはケアマネジャーとの連携、継続必要性の判断を行う上でも有益であり、事業者に配置された福祉用具専門相談員の質を高める上でも有効と考える。
4. 特別養護老人ホームなど介護保険施設での貸与利用を認めて欲しい。現在、福祉用具を利用中の方が入院等一時的に在宅状態ではなくなった場合においても、その不在が短期的な場合は、利用が継続しているものとみなしてほしい。これは、利用者に合った福祉用具利用が施設入所・入院により利用継続できなくなることの不利益を避けるものであり、このことにより施設・医療機関においては福祉用具の整備やメンテナンス負担を軽減すると考える。
5. 3の個別援助計画にも関連する事項として、福祉用具の選定からモニタリングまでの流れの中で、必要に応じ PT・OT 等専門職、介護実習・普及センターや更生相談所等の関係専門機関との連携、関与を位置づけるなど、福祉用具の後方支援体制に尽力いただきたい。

6. 介護保険給付における貸与品目を固定化するのではなく、フレキシブルに選択できるよう適宜種目の見直しを行える運用に努めていただきたい。
7. 3の個別援助計画にも関連する事項であるが、福祉用具専門相談員は記録やケアマネジメントについての研修に力を入れていただきたい。またケアマネジャーは介護保険制度における福祉用具貸与の意義や仕組みについての理解に力をいれていただき、専門職としての力量アップに努めていただきたい。
8. 福祉用具貸与の仕組みを変更する場合には、施行後の貸与・販売(購入)・住宅改修のサービス状況を検証していただきたい。現行制度の優位点や課題を明らかにする検証作業を行った上で制度変更を行っていただきたい。

以上